

来年度の神奈川地域森林計画の改定（樹立）について

1 地域森林計画について

（１）森林計画制度と地域森林計画の位置づけ

- ・地域森林計画は、森林法第５条の規定により、国が定める全国森林計画に即して、知事が民有林を対象に５年ごとに１０年を一期としてたてる計画で、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標を明らかにするものである。
- ・また、市町村長が市町村森林整備計画を策定するに当たっての指針となるものである。

（２）地域森林計画の概要

- ①対象とする森林区域の設定
- ②森林整備に関する事項
- ③林道の整備に関する事項
- ④林業経営及び担い手に関する事項
- ⑤木材の利用に関する事項
- ⑥森林の土地の保全に関する事項
- ⑦保安林及び保安施設に関する事項
- ⑧鳥獣害の防止に関する事項

2 来年度の地域森林計画の改定（樹立）について

（１）改定内容の検討について

来年度の改定に当たり、改定内容の検討事項・視点は次のとおり。

ア 全国森林計画の変更に伴う改定

令和３年６月の全国森林計画の変更に伴い、当該計画に即して、所要の改定を行う。

- （ア）１０年間の伐採・造林等の計画量の設定
- （イ）木材搬出方法等の指針の設定
- （ウ）「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の指定基準の設定

イ 新たな森林・林業基本計画及び県内外の森林・林業を巡る情勢を踏まえた改定

次のような視点から改定の検討を行う。

- （ア）令和３年度６月に策定された新たな森林・林業基本計画の基本的な方針を踏まえた視点
 - ・適正な伐採と再生林の確保
 - ・森林整備・治山対策による国土強靱化
 - ・長期・持続的な林業経営体の育成
 - ・都市・非住宅分野等への木材利用
 - 等

(イ) 県内外の森林・林業を巡る情勢や関連の深い施策を踏まえた視点

- ・ 災害の激甚化・頻発化への対応 〔神奈川県水防災戦略の策定（令和２年２月）〕
 - ・ 脱炭素社会の実現に向けた取組推進 〔かながわ気候非常事態宣言（令和２年２月）〕
- 等

ウ 計画の対象とする森林区域等の時点修正

- ・ 森林計画図の変更
- ・ 森林資源データの時点修正

(２) 改定作業スケジュール

